

《 商品 説 明 書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期 お預け入れ金額300万円以上のものは「スーパー定期300」と呼びます
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人および法人のお客様 (ただし、複利型は個人のお客様のみとなります)
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 ◇複利型はお預け入れ期間3年以上のお取扱いとなります ◇定型方式の場合は、お預け入れ時にお申し出いただくと、自動継続(元利継続または元金継続)のお取扱いができます
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます ・スーパー定期 …… 1,000円以上300万円未満 ・スーパー定期300 …… 300万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払い戻し方法	満期日以降に一括して払い戻しいたします
利 息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時のまたは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 【複利型の場合】 ・半年複利で計算し、満期日以降に一括してお支払いいたします 【単利型の場合】 ・お預け入れ期間2年未満のものは、満期日以降に一括してお支払いいたします ・お預け入れ期間2年以上のものは、中間利息をお支払いいたします。 中間利払い日にお支払いする利息は、お預け入れ日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および中間利払い利率により計算いたします お預け入れ期間2年のもの …… 1年目の応答日に約定利率×70%(小数点3位以下切り捨て) お預け入れ期間2年超のもの …… 1年ごとの応答日に約定利率×70%(小数点3位以下切り捨て) ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割り計算を行います
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・法人のお客様 …… 総合課税 ・個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・法令によるマル優制度をご利用できるお客さまは非課税とすることができます ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乘せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客様で自動継続扱いのものは総合口座の担保定期とすることができます 貸越限度額 総合口座の他定期預金と合算した金額の90%以内で最高500万円まで 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5% ・お預け入れ期間2年のものは、中間利払い利息を1年ものの定期預金とすることができます
期日前解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、別紙の期限前解約利率により利息計算を行います この利率で計算した利息額が各中間払い利息額(中間利払い日が複数ある場合は各中間払い利息の合計額)より少額の場合は、その差額をお支払いいたします
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会

	<p>の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。</p> <p>なお、各相談センターに直接申し立てていただくことも可能です。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・期日後利息 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします ・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます

「別紙」

お預け入れ期間と約定期間に応じた期日前解約利率

約定期間 お預け入れ期間	1ヵ月以上 3年未満のもの	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの
6ヵ月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

(注) 上記計算により算出した利率は、小数点以下第4位以下を切り捨てといたします